

学校におけるいじめの防止等の対策のための基本方針

Ⅰ 学校基本方針

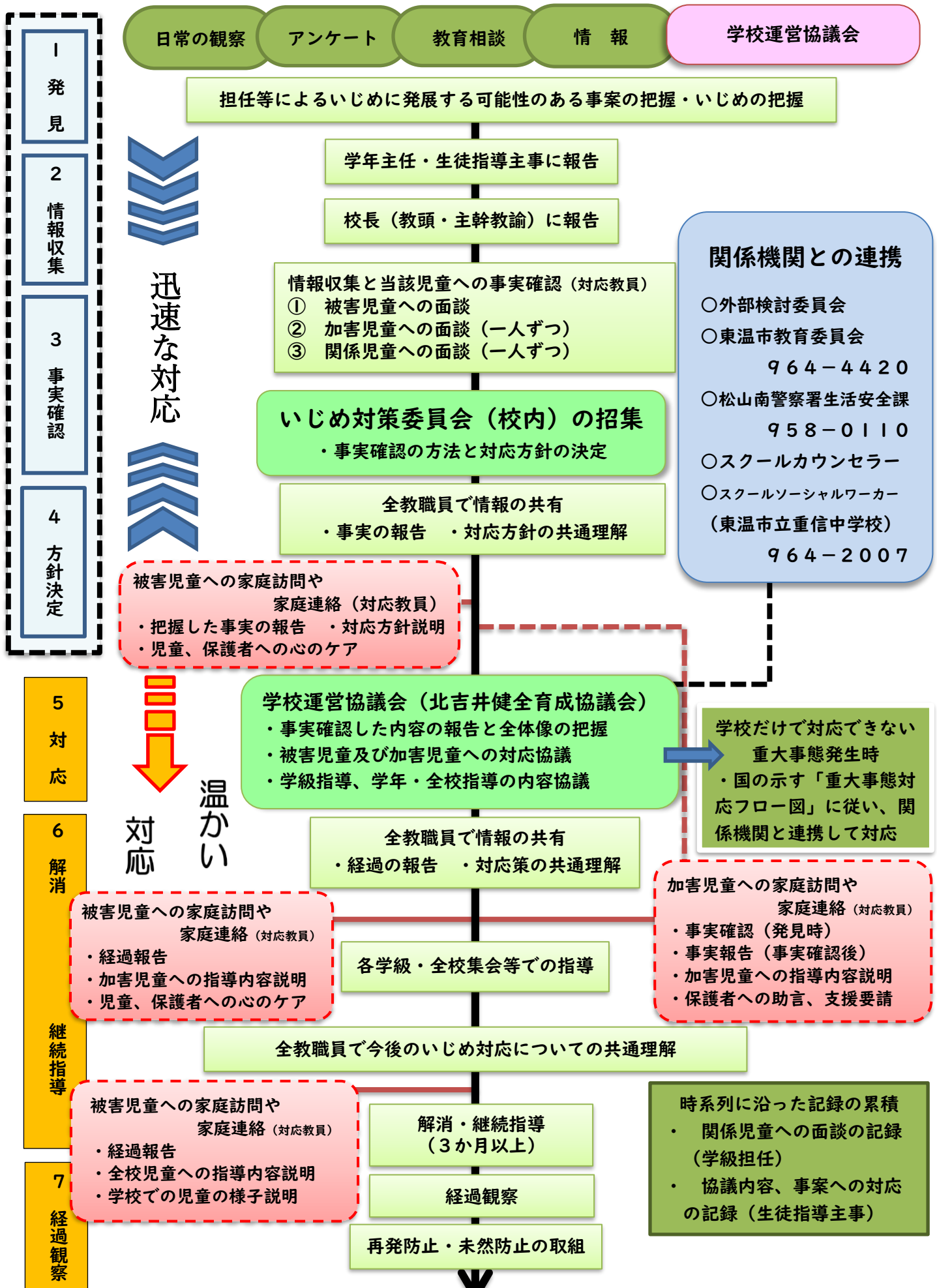
いじめの防止に資する多様な取組と包括的な方針や具体的な内容を以下に示します。

- 基本方針の策定に関して、保護者等地域の方にも参画していただける場面を設定し、地域と連携した教育活動を推進します。
- いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等に関する措置を実効的に行うための組織を校務分掌内に位置付け、全教職員が協力した指導体制を確立します。
- 校内研修を実施し、教職員の対応力と指導力を高めます。
- いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちができることを主体的に考えて取り組む活動を推進します。
- 定期的に全校児童に対して相談を行う教育相談体制を整えます。
- 策定した基本方針については、学校のホームページ等で公開します。

２ 学校のいじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。いじめ防止対策は、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、また、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行います。北吉井小学校では、「いじめは、絶対に許されない」という共通認識、「いじめは、どの学校にも、どの子にも起こりうる」という危機意識、「いじめられている子供を最後まで守り抜く」という信念を持ち、いじめ問題に学校全体で組織的に取り組むとともに、学校、家庭、地域、その他の関係諸機関が一体となった、いじめの未然防止、早期発見対応に取り組めます。

3 いじめ対応マニュアル



学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

「生徒指導リーフ増刊号」国立教育政策研究所

4 校内組織について

(1) 生徒指導部会（いじめ対策委員会）

学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見対応等に関する措置を実効的に行い、組織的に対応するため、常設の組織を「生徒指導部会（いじめ対策委員会）」とします。生徒指導部会（いじめ対策委員会）は、以下のように構成し、取り組みます。

ア 構成員は、以下のとおりとします。

管理職	生徒指導担当	学年部	その他の教職員
校長 教頭	生徒指導主事	代表教員	養護教諭 (小学校不登校等対策・生活支援、 ハートなんでも相談員等)

また、個々の場面に応じ、構成員を限定したり、関係の深い教職員を追加したりするなど、柔軟な組織運営とします。

イ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を果たします。

ウ 毎月実施する学校生活についての月調査の結果の分析や、いじめ問題等健全育成に関する児童の学校内外の生活について協議し、学校生活目標や月ごとの取組の点検・見直しをします。

エ 生徒指導部会で点検・見直しされた内容については、生徒指導主事が取りまとめ、全教職員に周知して改善に取り組みます。

オ いじめの相談・通報の窓口としての役割を果たし、緊急時には、「学校運営協議会」の臨時開催を要請します。

(2) 学校運営協議会

生徒指導部会を受け、学校基本方針が適切に機能しているかを検証し、いじめ問題の解決に向けてより実効的で中核となる組織を「学校運営協議会」とします。学校運営協議会は、以下のように構成し、取り組みます。

ア 構成員は、以下のとおりとします。

	管理職等	生徒指導担当
校内	校長 教頭 主幹教諭 研修主任 地域連携教育推進主任	生徒指導主事
校外	学識関係者 元PTA会長 東温市商工会理事 石井わくわく物語理事長 地域コーディネーター 保護者代表（PTA会計 PTA監事）・・・ <u>学校運営協議会後に決定</u>	

(3) 有識者による外部検討委員会

いじめ防止対策基本法第22条において、専門的知識を有する者、その他関係者の組織への参画が求められています。北吉井小学校においては、以下のように構成し、参画を要請します。

ア 構成員は、以下のとおりとします。

警察関係者	教職経験者	学校設置者	心理、福祉等に関する有識者
スクールガード リーダー	東温市教育会 委員	東温市教育委員会 職員	スクールソーシャル ワーカー スクールカウンセラー

イ 「北吉井小学校いじめ防止基本方針」の策定や改訂に関する助言をいただきます。

ウ 重大事態発生の際、対応していくために支援していただきます。

5 取組を点検・見直すPDCAサイクルについて

重大事態の有無に関わらず、「生徒指導部会」を毎月1回、「学校運営協議会」を年4回開催します。また、「外部検討委員会」を必要に応じて開催します。

6 校内研修の取組について

「北吉井小学校いじめ防止基本方針」の策定に際し、法律に関する情報等の研修資料を作成し、全教職員の共通理解を図ります。

いじめの対応に係る資質・能力の向上を図る取組を推進するために、教育相談や学級経営、個別指導に生かすための校内研修会を実施します。また、生徒指導部会において、学校生活調査等を分析し、学級経営や個別指導に生かすために情報共有を図ります。

7 教育相談体制の整備

毎学期実施する学校生活についての調査実施後の1週間程度を「教育相談週間」に位置付け、学級担任が児童一人一人と面談する時間を確保します。また、毎月実施する学校生活についての月調査を基にしたチャンス相談等を実施し、日頃から児童が安心して相談できる温かな雰囲気づくりに努めます。